【委員会における議論のポイント】

今回の格付け結果は、Ｂ評価が１名、Ｃ評価が３名、Ｄ評価が５名となり、総じて低い評価だった。

多数の委員が問題視したのは、公表版の非開示の判断が会社に委ねられ、「プライバシー保護等の理由により省略」という記載が多数に及んだ結果、誰がいつ何を判断したのかが見えない「顔の見えない報告書」になっている点である。経営陣や親会社関係者の言動、ヒアリングで得た供述がほとんど示されておらず、経営責任や取締役会の監督責任を論じる材料がないとされた。日弁連ガイドラインに準拠しないと明記しながら、その理由を示していないことにも疑問が出された。なお、ガイドライン非準拠の報告書を格付けすべきかという議論もあったが、公表された以上は公共財として評価の対象とすることとした。

調査スコープについても多くの委員が問題視した。委員会が自ら調査した行為者は159名中27名で、残りと不適切な保険募集は会社主体の自主点検チームに委ねられ、委員会はその結果を援用しながら正確性は保証しないとしている。金銭授受と不適切募集は同じ企業風土から出ているはずであり、両方を見なければ真因には届かないという指摘が多かった。米国親会社についても、役員メールの提供を拒否され、ヒアリングが行われた形跡もなく、親会社の関与の解明が不十分だとする指摘があった。一方で、27名で被害額61億円のうち51億円を占めており、金額ではほぼ調べているという見方もあった。

原因分析は評価が分かれた。高収益のビジネスモデルの温存を優先して見直しに踏み込まなかったという分析や、金融庁向け報告案の表現を親会社側が修正させたメールを示して米国親会社（PFI）の影響を認定した点は、制約の中でよく書けているという評価がある一方、財務局や外部監査法人の指摘、ジブラルタ生命の先行事案など機会は何度もあったのに「なぜ動かなかったのか」が書かれていない、という不満が多かった。久保利委員長は、創業以来のライフプランナー（LP）制度と不祥事の関係に答えがなく、そもそも調査委員会の設置が遅すぎたと指摘した。

再発防止策は、会社が既に進めている施策の追認で「お墨付き」に見える、営業管理職の役割をどう変えるのかが書かれていない、という指摘があった。竹内委員は、会社が本年１月に使用者責任を問わず補償する方針に転じたことが、管理を強める動機にも被害申告を促す仕掛けにもなるのに、報告書が一言も触れていないと指摘した。齊藤委員は、親会社側が提案していた現金受領の禁止や口座モニタリングといった金銭管理の対策が検討されていないのは不可解だと指摘した。